

## 随意契約理由書

件名	東灘処理場沈砂池ポンプ棟1・2号スクリーン改修
契約の相手方	株式会社神鋼環境ソリューション
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号
随意契約の理由	
<p>本改修は、東灘処理場沈砂池ポンプ棟に設置している1・2号スクリーンの腐食・損傷が著しいため、劣化した部品の交換を行うものである。</p> <p>スクリーンは、沈砂池に流入する汚水からゴミを除去するもので、安定した水処理を行うために重要な設備である。よって本改修にあたっては、信頼性の確保が不可欠なものとなっている。</p> <p>本改修では、製作者しか知りえない技術的データ、機器の総合的な調整及び機能保障が必要となるため、当該設備の製造業者しか履行することができない。</p> <p>上記業者は、当該機器の製造会社である株式会社神戸製鋼所からプラント設備部門を継承しており、当該業務を履行できるのは上記業者のみである。</p> <p>以上の理由より、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局東水環境センター施設課 (電話番号 078-451-0678)